

役員規程

(目的)

第1条 この規程は、本法人における役員の退任、服務、報酬等に関する基本的事項を定めたものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員の退任)

第3条 役員が次の事項に該当する場合には退任する。

- (1) 任期満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 解任
- (5) 資格喪失

(定年)

第4条 役員の前定年は、原則として満65歳とし、評議員会における選任のための推薦に当たっては、これを斟酌する。

- 2 前項の前定年齢は、原則としての上限を示すものであり、現にその職にあるものがその年齢まで当然に推薦されるものではない。
- 3 任期中に前定年齢に達した場合、任期中は引き続きその任に当たるものとし、任期満了日をもって退任の日とする。
- 4 役員の前定年は、機動的弾力的に運用するものとし、本人の能力、及び健康がその職に耐えうる場合には、理事会の決定に基づき前定年齢を延長することができる。

(理事の責務)

第5条 理事は、本法人の目的理念の実現のため、事業の決定を行い、それを当該事業に携わる全ての者に知らせる必要がある。

- 2 目的理念達成のための執行に当たっては、本法人の実績向上、人の和の醸成に努めなければならない。

(機密の保持)

第6条 役員は、本法人の機密を保持し、本法人の不名誉・不利益になる行為・言動をしてはならない。

(禁止事項)

第7条 役員は、職務上の地位を利用して自己のために取引をなし、又は手数料、リベート等を收受してはならない。

(個人的利益の返還)

第8条 役員が職務に関し、不正不当な個人的な利益を得た場合、その利益（金銭にあつてはその金額、物品にあつては時価評価額）を返還させるものとする。

(損害賠償)

第9条 役員が故意、又は過失によって、本法人に損害を発生させた場合には、当該役員にその損害の全部、又は一部を賠償させるものとする。

2 役員が、この規程に違反する行為をして本法人に損害を与えた場合もまた同様とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第10条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第11条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第11条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第11条 理事が、理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員が、評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(常勤役員の勤務報酬)

第12条 第10条、及び第11条にかかわらず、週平均1日以上業務に当たる役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、別表1により、報酬を支払うことができる。

2 出張に係る報酬の支出があった場合は、当該報酬に係る支出を支払わないものとする。

(監事の報酬等)

第13条 監事が理事会、及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監

事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い、及び運営状況の指導、又は監査の業務にあたった場合は、別表 1 により報酬を支払うことができる。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第14条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 1 により報酬を支払うことができる。

（評議員選任・解任委員の勤務報酬等）

第15条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。

（出張旅費）

第16条 役員及び評議員等が法人業務（研修含む）のため出張する場合は、別表 2 により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、法人旅費規程により支給するものとする。
- 3 理事長が業務遂行上、特に必要と認めた経費について、実費を支給できる。
- 4 理事長が実情を考慮し、特に必要と認めた場合、旅費を増額することができる。
- 5 出張終了後は速やかに理事長に対し、出張報告を行わなければならない。

（災害補償）

第17条 役員が業務上負傷し、又は罹病した場合には、職員の災害補償に準じ補償を行うものとする。

（福利厚生）

第18条 役員の福利厚生については、原則として就業規則を準用する。

（慶弔見舞）

第19条 役員が慶弔見舞に該当するような事項があるときは、別に定める「慶弔見舞規程」を適用する。

(適用除外)

第20条 施設の職員を兼務する役員は、第10条から第19条の規程を適用しない。

(改正)

第21条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

平成23年4月1日全文改正

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年5月27日から施行する。

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

この規定は、平成29年6月16日から施行する。

別表 1 理事会及び評議員会の出席報酬・勤務報酬等（日額）

名 称	報 酬
理事会出席報酬・勤務報酬等	13,000 円
評議員会出席報酬・勤務報酬等	13,000 円
苦情対応第三者委員	13,000 円
評議員選任・解任委員	13,000 円
監事監査指導報酬	13,000 円
常勤役員勤務報酬	25,000 円

* 常勤役員（理事長等）の業務内容を勘案し、支給限度額 200,000 円とする。

* 食事は必要に応じて、別途支給することができる。

別表 2 出張旅費（日額）

報 酬	旅 費	その他（特に認めた経費）
20,000 円	旅費規程に基づき支給	実 費